

山梨県公報

第二十八号

令和元年

九月三十日

月曜日

目次

告示	二八七
公告	二八七
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	二八七
○山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額の一部改正	二八七
公告	二八七
○平成三十年度における人事行政の運営の状況について	二八七
○平成三十年度における人事委員会の業務の状況について	二九九
○国土調査の成果の認証	三〇六
○開発行為に関する工事の完了について	三〇六

告示

山梨県告示第百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定する区域 南アルプス市有野字北新田三千四百五十六番一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

山梨県告示第百二号

山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額(平成十二年山梨県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月三十日

公告

山梨県知事 長 崎 幸太郎
一中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

●平成三十年度における人事行政の運営の状況について

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条の二第一項の規定により任命権者から平成三十年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎